

地方公会計制度に基づく 財務書類及び財務分析

令和2年度決算

十津川村

内容

I. 地方公会計制度の背景	1
1. 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入	1
2. 地方公会計整備の意義	2
3. 財務書類整備の目的	3
4. 財務書類整備の効果	4
II. 地方公会計制度による財務書類とは	7
(1) 財務書類の体系	7
(2) 財務書類の作成単位	8
(3) 会計処理	8
(4) 作成基準日	8
(5) 表示単位	8
(6) 作成手順	8
(7) 財務書類の作成範囲	9
III. 本村における財務書類	10
1. 貸借対照表	10
1-1. 貸借対照表	11
資産の部	12
負債の部	12
1-2. 貸借対照表（一般会計等） 経年比較	13
貸借対照表 経年比較分析	14
2. 行政コスト計算書	16
2-1. 行政コスト計算書	17
純行政コスト	18
2-2. 行政コスト計算書（一般会計等） 経年比較	19
行政コスト計算書 経年比較分析	20
3. 純資産変動計算書	22
3-1. 純資産変動計算書	23
純行政コスト	24
3-2. 純資産変動計算（一般会計等） 経年比較	25
純資産変動計算書 経年比較分析	25
4. 資金収支計算書	26
4-1. 資金収支計算書	27
業務活動収支	28
投資活動収支	28

財務活動収支	28
4 - 2 . 資金収支計算書（一般会計等） 経年比較.....	29
資金収支計算書 経年比較分析.....	30
IV . 本村における財務分析.....	31
V . 各勘定科目説明	37

I. 地方公会計制度の背景

1. 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入

地方公共団体の会計は、国の会計と同じく、住民から徴収された対価性のない税財源の配分を、議会における議決を経た予算を通じて事前統制の下で行うという点で、営利を目的とする企業会計とは根本的に異なっています。すなわち、税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して、議会による統制の下に置かれています（財政民主主義）。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されています。

一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示が推進されてきたところです。

地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することで、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備するものであります。具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できることや、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられます。

現金主義会計と発生主義会計

現金主義会計 現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- × 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない

発生主義会計 経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）

- 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる
- × 投資損失引当金といった主観的な見積りによる会計処理が含まれる



「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

（出展）総務省資料

2. 地方公会計整備の意義

個々の地方公共団体における地方公会計整備の意義としては、住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが挙げられます。

また、地方公会計の整備は、個々の地方公共団体だけでなく、地方公共団体全体としての財務情報のわかりやすい開示という観点からも必要です。

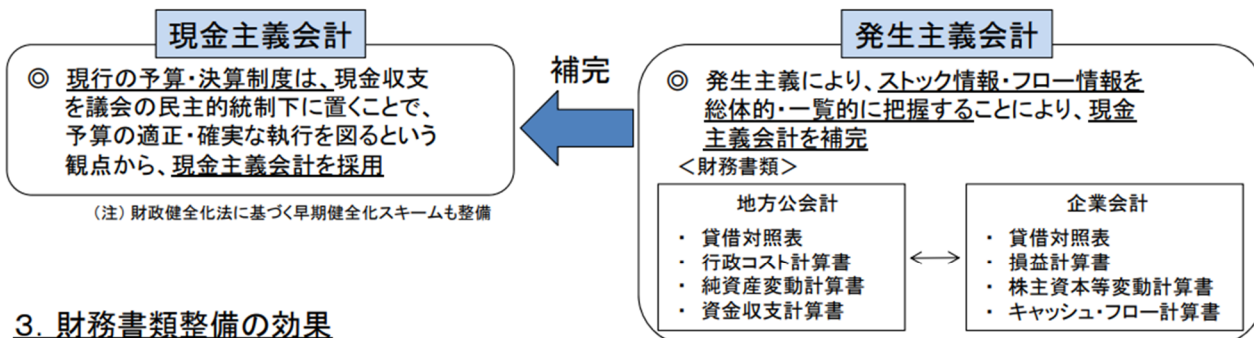
さらに、それぞれの地方公共団体において、財務書類の作成と開示及びその活用を行うことのみならず、他の地方公共団体との比較を容易とし、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することで、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させることが可能となります。

地方公会計の意義

1. 目的

- ① 説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容(財務書類の整備)



3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債(ストック)の総体的・一覽的把握
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

(出展) 総務省資料

3. 財務書類整備の目的

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている中で、そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠です。

具体的な目的として、①資産・債務管理、②費用管理、③財務情報のわかりやすい開示、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられています。

これらの目的は、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点からさらに整理することができます。すなわち、③財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり、①資産・債務管理、②費用管理、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用は、内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指すものです。

したがって、財務書類整備の目的は大きく次の二点にまとめることができます。

①説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有しますが、財務書類を作成・公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができます。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会にゆだねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるものです。

②財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができます。

4. 財務書類整備の効果

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を実施する団体であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方（地方自治法223条）、予算については議会の議決を経て定めることとされ（同法96条、211条）、決算については議会の認定が必要とされています（同法96条、233条）。

このような普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によります。すなわち、歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出であり、ここで収入とは現金の収納、支出とは現金の支払とされています（財政法2条参照）。

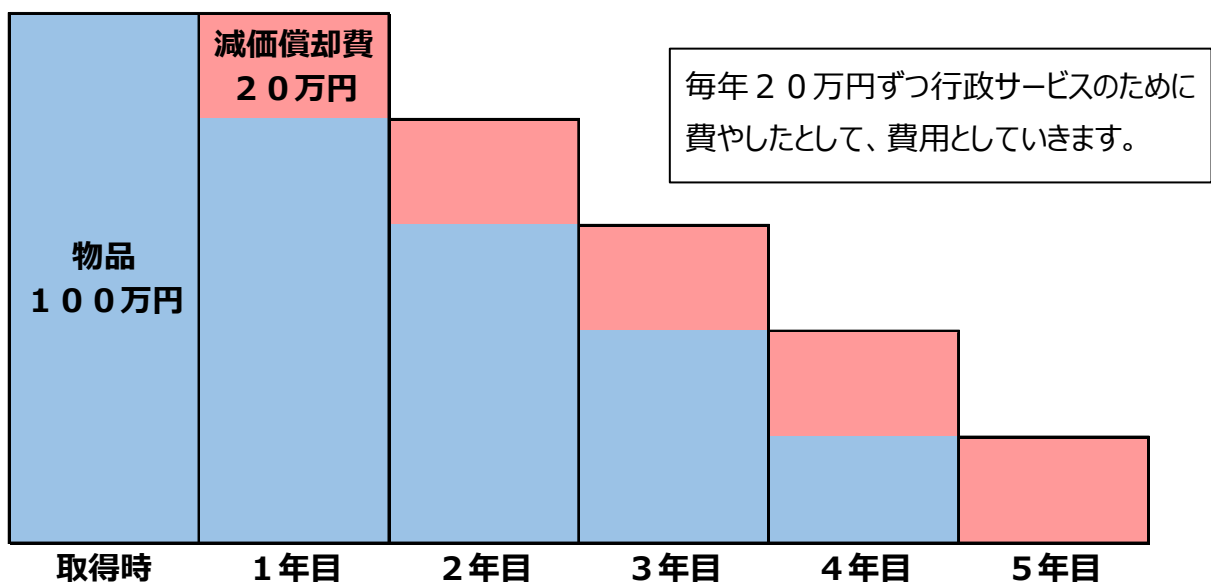
これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理することです。

現金主義による地方公共団体の予算・決算制度を前提とした場合、新たに発生主義に基づく財務書類を整備することによる効果としては、以下のものが挙げられます。

① 発生主義による正確な行政コストの把握

企業は営利を目的として活動を行っていることから、企業会計は経済的事実を正確に反映させた適正な期間損益計算を行うことを主要な任務としています。そのために、企業会計は発生主義に基づき、経済活動の成果を表す「収益」とそれを得るために費やされた「費用」を厳密に対応づけることによって、各会計期間の経営成績である「利益」を算定します。減価償却費や退職給付費用などは、発生主義により認識することが求められます。

発生主義会計における減価償却のイメージ（物品100万円、耐用年数5年）



※現金主義会計では支出年度に100万円を計上するのみ

新地方公会計モデルは発生主義の考え方を導入するものですが、ここで留意すべき点は、企業の場合、会計期間の活動の成果は収益として定量的に把握することが可能であるのに対して、地方公共団体の活動は前述のとおり住民の福祉の増進を目的として行われるものであるため、その成果を収益として定量的に把握することがそもそも困難です。

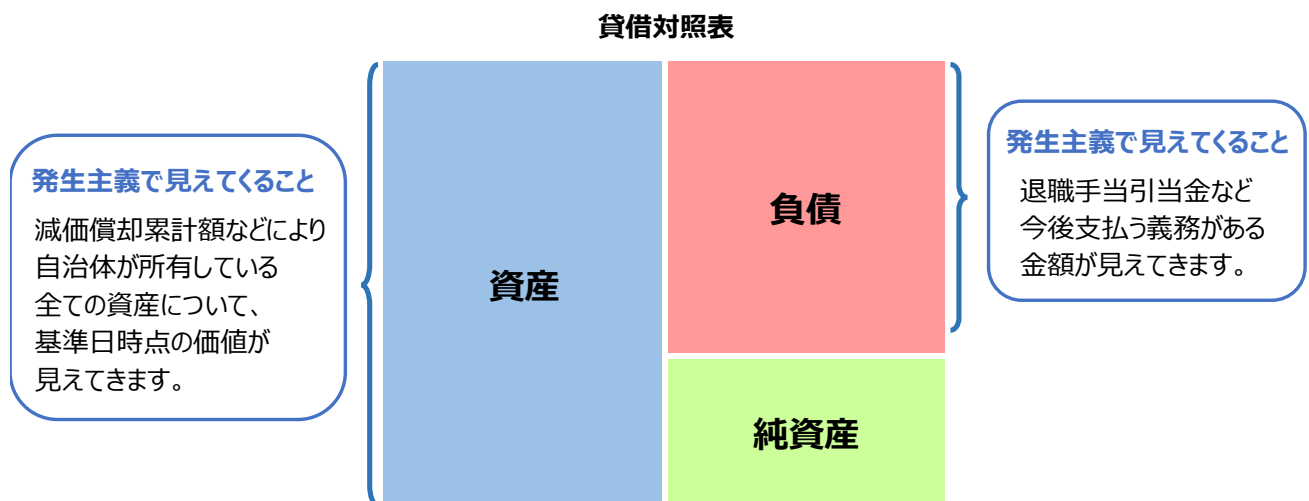
したがって、新地方公会計モデルの行政コスト計算書において経常的な費用と収益を対比させる意義は、企業会計のように一会計期間の経営成績を算出するためではなく、一会計年度に発生した、純資産の減少をもたらす（税収等でまかなうべき）純経常費用（純経常行政コスト）を算出することにあるといえます。

財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠ですが、このような行政コスト計算書を作成することにより、経常費用（経常行政コスト）あるいは純経常費用（純経常行政コスト）として、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができ、これを住民に対して明示するとともに、職員のコストに対する意識改革にもつなげることができます。

② 資産・負債（ストック）の総体の一覽的把握

現金主義による会計処理は、現金（公金）の適正かつ客観的な経理に適合するものであり、国や地方公共団体を通じて適用されていますが、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である「歳計現金」に関する収支（キャッシュ・フロー）が示されるにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報（ストック情報）も不十分といえます。（現行の決算制度においても、「財産に関する調書」（地方自治法施行令166条）が添付されますが、これによっては財産の適正な評価額までは明らかにされません）。

この点、貸借対照表を作成することにより、公正価値による資産評価が行われるので、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産についてその評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債（ストック）の総体を一覽的に把握することが可能となります。これは、地方公共団体が適切な資産・負債管理を行ううえで有用な情報です。



③ 連結ベースでの財務状況の把握

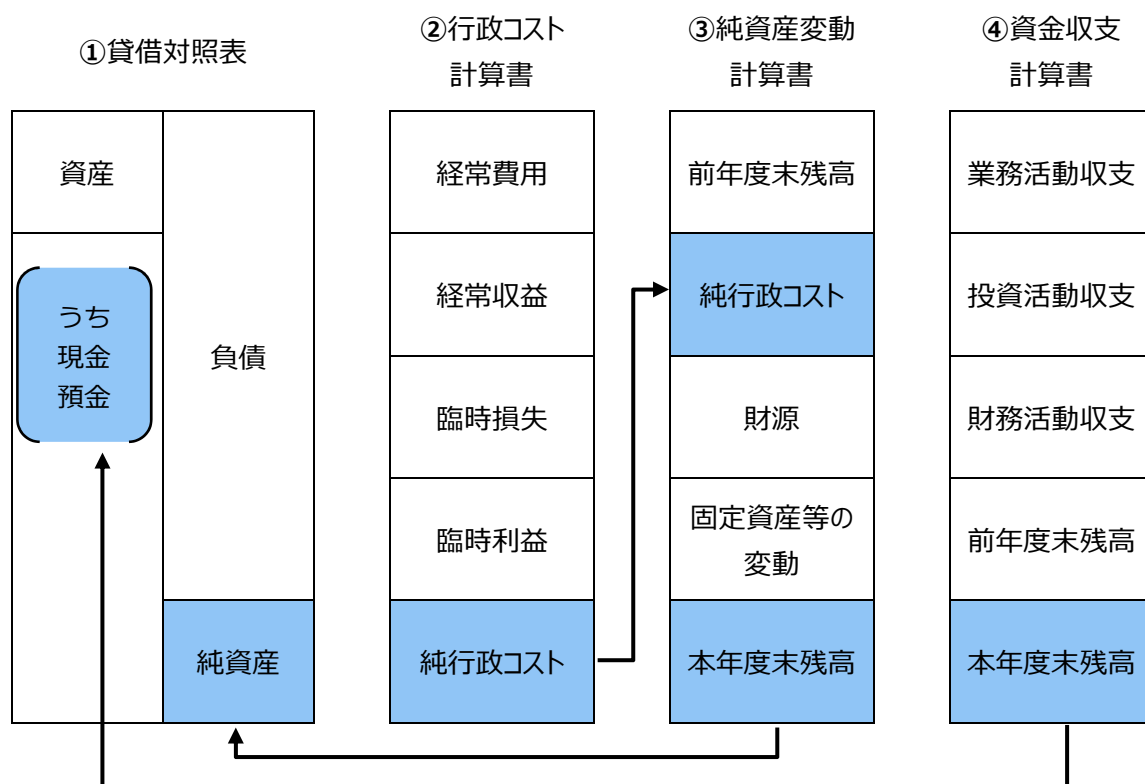
普通地方公共団体は、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体と連携協力して地域の行政サービスを実施しており、現行の決算制度の下では、普通地方公共団体について一般会計・特別会計ごとに歳入歳出決算が調製され（地方自治法209条、同施行令166条）、また、地方公営企業法適用企業については別途決算が調製されます（地方公営企業法30条）。さらに一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体についてもそれぞれに決算が調製されます。

これらの決算書類に加え、普通地方公共団体と関係団体を総合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況など、普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能となります。

Ⅱ. 地方公会計制度による財務書類とは

(1) 財務書類の体系

財務書類の体系は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書、注記となります。①～④の財務書類は相互関係があり、以下の図の通りとなります。



- ◇ 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ◇ 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ◇ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。
- ◇ 附属明細書は「財務書類作成要領」の様式第5号の通り作成します。（連結財務書類は作成を省略しています）

(2) 財務書類の作成単位

財務書類の作成単位は、一般会計等を基礎とし、さらに一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類とします。なお、全体財務書類と連結財務書類の具体的な取扱いについては、要領等において整理します。

(3) 会計処理

財務書類は、公会計に固有の会計処理も含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に作成します。

(4) 作成基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（地方自治法235条の5等）を注記します。

(5) 表示単位

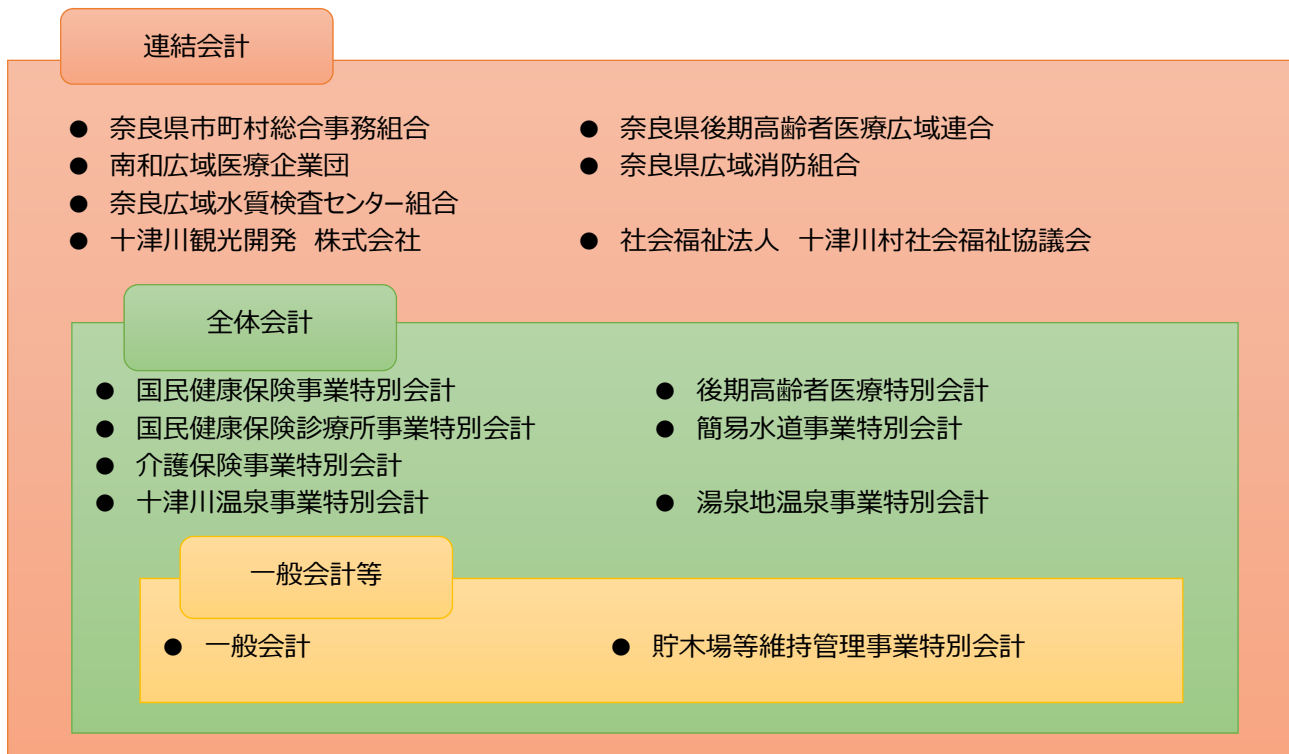
財務書類の表示金額単位は、百万円を原則とします。ただし、地方公共団体の財政規模に応じて千円単位とすることもできます。また、同単位未満は四捨五入するものとし、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合、これを注記します。なお、単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示します。

(6) 作成手順

一般会計等は、一般会計及び特別会計（地方公営事業会計に該当する特別会計を除く）により構成され、一般会計等の対象範囲（対象とする会計名）を注記します。

一般会計等の財務書類を作成する際の合算・相殺消去の方法としては、一般会計等の計数を総計した上で、それぞれの会計相互間の内部取引を相殺消去し、一般会計等としての純計を算出します。

(7) 財務書類の作成範囲



本年度の財務書類は、上図の通り各会計の対象範囲にて作成しています。

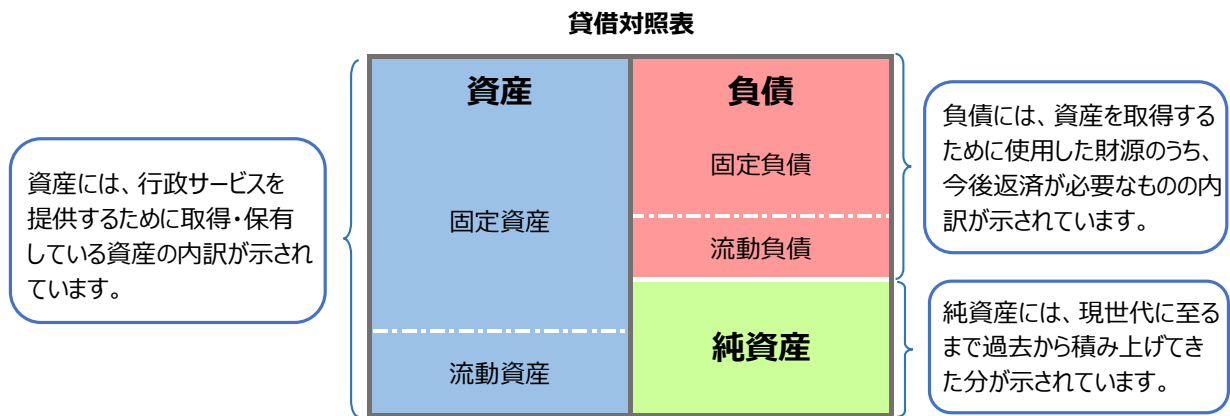
また、相殺については以下の通り実施します。

相殺対象	相殺対象外
投資と資本の相殺消去	委託料の支払と受取
貸付金・借入金の債権債務の相殺消去	利息の支払と受取
補助金支出と補助金収入	
会計間の繰入れ・繰出し	
資産購入と売却の相殺消去	

Ⅲ. 本村における財務書類

1. 貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。



ポイント

1. 資産の状況

有形固定資産の減価償却率を見ることで、将来世代に残る資産がどのくらいかがわかります。

2. 資産と負債の比率

負債は今後返済していくお金、つまり将来世代の負担といえます。

資産と負債の比率を見ることで、将来世代と現代世代の負担の分担が適切かを判断できます。

1-1. 貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
資産の部			
固定資産	43,648,034	46,961,754	47,506,756
有形固定資産	39,241,498	42,425,096	42,907,876
事業用資産	13,593,422	13,701,135	14,110,389
インフラ資産	25,297,072	28,013,711	28,013,711
物品	351,004	710,250	783,777
無形固定資産	17,598	30,358	35,030
投資その他の資産	4,388,938	4,506,300	4,563,850
流動資産	2,160,752	2,219,912	2,523,186
現金預金	624,165	682,180	870,788
未収金	5,205	6,369	85,262
基金	1,525,446	1,525,446	1,558,380
その他流動資産	5,936	5,916	8,756
資産合計	45,808,786	49,181,666	50,029,942
負債の部			
固定負債	7,303,762	8,783,274	9,162,334
地方債	5,809,597	7,239,109	7,380,614
退職手当引当金	1,065,557	1,065,557	1,198,366
損失補償等引当金	-	-	-
その他固定負債	428,608	478,608	583,354
流動負債	783,494	975,429	1,096,918
1年内償還予定地方債	704,949	887,442	909,902
賞与等引当金	63,930	73,372	92,296
その他流動負債	14,615	14,615	94,719
負債合計	8,087,256	9,758,703	10,259,252
純資産の部			
固定資産等形成分	45,179,461	48,493,180	49,071,116
余剰分(不足分)	-7,457,930	-9,070,217	-9,297,233
他団体出資等分	-	-	-3,193
純資産合計	37,721,530	39,422,963	39,770,690
負債・純資産合計	45,808,786	49,181,666	50,029,942

資産の部

資産合計に対して固定資産の割合がどの会計においても90%を超えています。住民サービスのための公共施設への投資は必要ですが、もう一つの側面があり、この公共施設を維持するために資金が必要になるという資産更新の問題があります。

固定資産の内、償却資産は取得原価ベースで一般会計等が954億円、全体会計が1,015億円、連結会計が1,024億円となっています。償却資産は建物、道路、橋梁、簡易水道等といった資産が対象です。一方、償却資産の簿価は一般会計等で296億円、全体会計で328億円、連結会計で332億円です。減価償却により資産価値が、一般会計等で69.0%、全体会計で67.7%、連結会計で67.6%減少しています。

流動資産は、現金預金への換金性があるものとしての性質をもっており、資産合計に対する割合は一般会計等で4.7%、全体会計で4.5%、連結会計で5.0%となります。この内、現金預金と基金の合計が一般会計等で99.5%、全体会計で99.4%、連結会計で96.3%となっています。

負債の部

負債合計に対する地方債の割合は一般会計等が80.6%、全体会計が83.3%、連結会計が80.8%となります。地方債は将来世代と現世代との公平性のために資産の部の有形・無形固定資産の形成の際に発生するものであり、この資産に対する割合は、一般会計等が16.6%、全体会計が19.1%、連結会計が19.3%となります。

流動負債は先1年以内に支出するもので、流動資産との比較による流動比率を算出することで支出の準備状況を示すことが可能となります。この割合は一般的に100%を超えていることでその準備が出来ているものと考えます。一般会計等は275.8%、全体会計は227.6%、連結会計は230.0%となります。

また、引当金は今後の支出が見込まれる負債となります。全ての引当金を合計すると、一般会計等では11.3億円、全体会計では11.4億円、連結会計では12.9億円となり、負債総額に占める割合は一般会計等では14.0%、全体会計では11.7%、連結会計では12.6%となります。

1-2. 貸借対照表（一般会計等） 経年比較

（単位：千円）

勘定科目名	令和元年度	令和2年度	前年比増減額
資産の部			
固定資産	43,093,146	43,648,034	554,888
有形固定資産	38,649,964	39,241,498	591,535
事業用資産	13,547,689	13,593,422	45,733
インフラ資産	24,699,396	25,297,072	597,676
物品	402,880	351,004	-51,876
無形固定資産	5,269	17,598	12,330
投資その他の資産	4,437,912	4,388,938	-48,973
流動資産	2,114,286	2,160,752	46,466
現金預金	578,191	624,165	45,974
未収金	5,534	5,205	-329
基金	1,524,812	1,525,446	634
その他流動資産	5,749	5,936	187
資産合計	45,207,432	45,808,786	601,354
負債の部			
固定負債	7,518,024	7,303,762	-214,262
地方債	5,974,794	5,809,597	-165,197
退職手当引当金	1,117,716	1,065,557	-52,159
損失補償等引当金	-	-	-
その他固定負債	425,515	428,608	3,092
流動負債	745,439	783,494	38,055
1年内償還予定地方債	663,077	704,949	41,872
賞与等引当金	67,486	63,930	-3,556
その他流動負債	14,875	14,615	-260
負債合計	8,263,463	8,087,256	-176,207
純資産の部			
固定資産等形成分	44,623,758	45,179,461	555,703
余剰分（不足分）	-7,679,789	-7,457,930	221,859
純資産合計	36,943,969	37,721,530	777,562
負債・純資産合計	45,207,432	45,808,786	601,354

令和2年度末時点の固定資産のうち、事業用資産は西川のいえの改修工事（76,458千円）をはじめ、更新が適切に行われたために前年度より45,733千円増加しました。また、インフラ資産は橋梁資産の見直しや、高滝線の開設（69,403千円）等があったため、前年度より597,676千円増加しました。

有形固定資産減価償却率を比較すると、前年度は68.7%、本年度は68.8%となっています。有形固定資産のうち、事業用資産は前年度60.4%、本年度62.0%と老朽化が進んでいますが、インフラ資産は前年度69.8%、本年度69.7%と若干の改善がみられました。しかし、依然として減価償却率が高いことから、今後は人口や施設の利用状況に合わせた施設の統廃合や、計画的な資産の更新が課題となります。

流動資産は前年度より46,466千円増加しています。現金預金が前年度より45,974千円増加したことが大きな要因となります。

流動資産を流動負債で除した流動比率を算出すると、令和2年度においては275.8%、令和元年度においては283.6%となっています。流動比率は100%を超えていることで、翌年度支払予定の(流動)負債に対して直近で使用可能な(流動)資産を充当可能といえます。1年内償還予定地方債が前年度より41,872千円増加したことにより、流動負債が増加したことで本年度の流動比率が減少していますが、依然100%を大きく上回っていることから短期的な目線において健全であると言えます。

負債について、前年度と比較すると総額で176,207千円減少しており、内訳は固定負債214,262千円減少に対して流動負債38,056千円の増加となっています。減少の要因としては、退職手当引当金が52,159千円減少したことと、地方債の償還が進んでいることが挙げられます。

資産が601,354千円増加し、負債が176,207千円減少したことで、純資産は前年度より777,562千円の増加となりました。資産に対する純資産の割合も前年度の81.7%から増加し、82.3%となりました。前年度に引き続き、健全な運営がなされていると言えます。

2. 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。企業会計でいう損益計算書にあたるものです。



ポイント

1. 純行政コストの状況

行政サービスのために経常的にかかってくるコストのため、財源と見合っているかを判断することができます。

2. 受益者負担の割合

経常収益を経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合がわかります。この割合から施設の使用料等の見直しを検討することが可能です。

2-1. 行政コスト計算書

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	5,882,090	7,166,977	8,375,890
業務費用	3,994,464	4,491,008	5,337,863
人件費	989,178	1,117,030	1,714,896
職員給与費	769,689	878,977	1,379,036
その他人件費	219,489	238,053	335,860
物件費等	2,969,878	3,316,076	3,515,868
物件費	1,167,507	1,289,859	1,413,287
維持補修費	401,823	438,142	441,109
減価償却費	1,400,548	1,588,075	1,639,382
その他物件費	-	-	22,089
その他の業務費用	35,408	57,902	107,099
移転費用	1,887,626	2,675,969	3,038,027
補助金等	1,203,187	2,388,477	2,076,250
社会保障給付	278,866	280,478	951,906
他会計への繰出金	403,716	-	-
その他移転費用	1,857	7,014	9,871
経常収益	642,759	851,492	1,385,306
使用料及び手数料	90,177	154,430	268,470
その他経常収益	552,582	697,062	1,116,835
純経常行政コスト	5,239,331	6,315,485	6,990,584
臨時損失	33,759	33,759	39,551
臨時利益	16,012	16,012	18,626
純行政コスト	5,257,079	6,333,233	7,011,510

純行政コスト

経常費用の内、業務費用と移転費用の割合は以下の通りです。

	一般会計等	全体会計	連結会計
業務費用	67.9%	62.7%	63.7%
移転費用	32.1%	37.3%	36.3%

業務費用の中でも、以下の通り物件費等が占める割合が高くなっています。

	一般会計等	全体会計	連結会計
人件費	24.7%	24.9%	32.1%
物件費等	74.3%	73.8%	65.9%
その他業務費用	0.9%	1.3%	2.0%

業務費用の中で占める割合が高い費用は、職員給与費、物件費・減価償却費です。

移転費用の内、人件費と物件費とその他の割合は以下の通りです。

	一般会計等	全体会計	連結会計
補助金等	63.7%	89.2%	68.4%
社会保障給付	14.8%	10.5%	31.3%
他会計繰出金	21.4%	-	-
その他移転費用	0.1%	0.3%	0.3%

移転費用は、一般会計等、全体会計、連結会計での金額の占める割合が異なります。

補助金等が一般会計等から全体会計において大きく伸びている原因は特別会計を含んでいるためであり、主に国民健康保険事業や介護保険事業の補助金が挙げられます。全体会計から連結会計において大きく減少している原因は、連結対象団体(一部事務組合・広域連合等)の負担金・分担金の相殺消去によるものです。社会保障給付は、連結会計で奈良県後期高齢者医療広域連合を含めるため金額が大幅に増額します。他会計繰出金は、相殺消去の対象となっているため、全体会計と連結会計では計上がありません。その他移転費用は、重量税・消費税等が該当します。

経常収益の内、使用料及び手数料について、一般会計等から全体会計で 0.6 億円程増額している原因は、簡易水道の使用料を計上しているためであり、全体会計から連結会計で 1.1 億円程増額している原因は、医療企業団の診療報酬を計上しているためです。その他の経常収益において一般会計等から全体会計で 1.4 億円程増額している原因は、国保診療所の診療報酬を計上しているためであり、全体会計から連結会計で 4.2 億円程増額している原因は、社会福祉協議会・十津川観光開発の収益を計上しているためです。

2-2. 行政コスト計算書（一般会計等） 経年比較

(単位：千円)

勘定科目名	令和元年度	令和2年度	前年比増減額
経常費用	5,217,327	5,882,090	664,763
業務費用	3,731,351	3,994,464	263,113
人件費	965,466	989,178	23,712
職員給与費	764,059	769,689	5,631
その他人件費	201,407	219,489	18,082
物件費等	2,716,021	2,969,878	253,857
物件費	1,064,102	1,167,507	103,405
維持補修費	318,339	401,823	83,484
減価償却費	1,333,581	1,400,548	66,967
その他物件費	-	-	-
その他の業務費用	49,864	35,408	-14,456
移転費用	1,485,976	1,887,626	401,650
補助金等	828,567	1,203,187	374,620
社会保障給付	290,979	278,866	-12,114
他会計への繰出金	364,816	403,716	38,900
その他移転費用	1,615	1,857	241
経常収益	571,085	642,759	71,674
使用料及び手数料	110,485	90,177	-20,308
その他経常収益	460,600	552,582	91,982
純経常行政コスト	4,646,243	5,239,331	593,088
臨時損失	244,673	33,759	-210,914
臨時利益	30,501	16,012	-14,489
純行政コスト	4,860,415	5,257,079	396,663

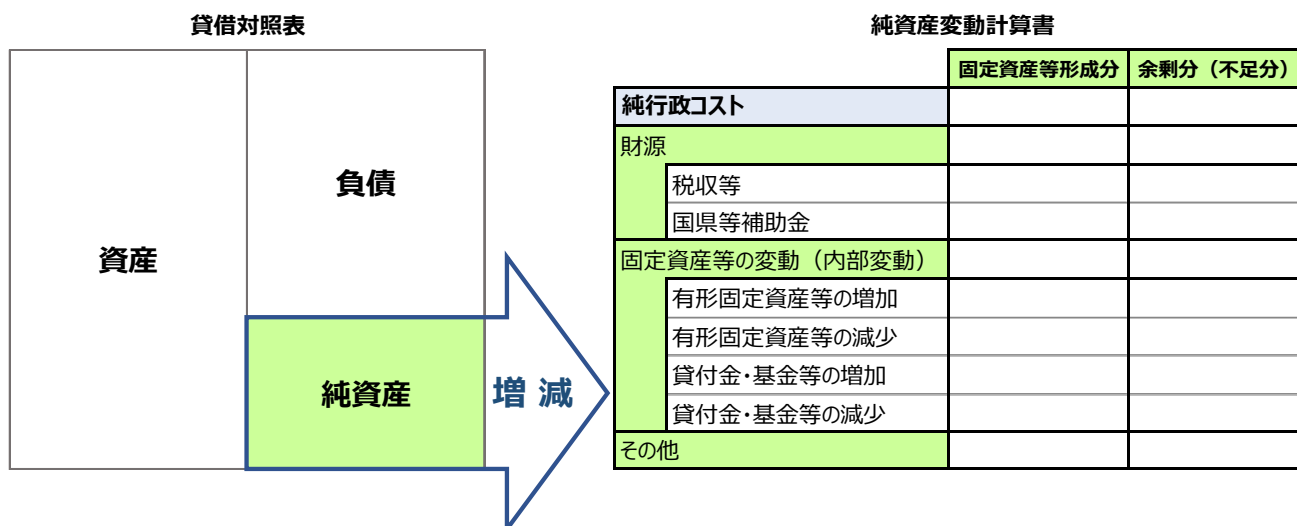
経常費用が前年度より 664,763 千円の増加となりました。内訳をみると、業務費用のうち、人件費が 23,712 千円増加し、物件費等が 253,857 千円増加しています。減価償却費は前年度よりも 66,967 千円増加し 1,400,548 千円となっていますが、これは本村の所有する資産がその分だけ償却を終えたことを意味しています。貸借対照表の分析でも見たとおり、本村の資産の老朽化が進んでいることが行政コスト計算書からもうかがえます。また、今後も償却を終える林道や橋梁等の資産が多数あるため、資産の利用状況を鑑みた更新や統廃合が求められます。

経常収益は前年度より 71,674 千円の増加となりましたが、内訳をみると、使用料及び手数料は前年度より 20,308 千円の減少（内訳：滝の湯使用料 5,968 千円、上野地駐車場 5,039 千円、昴の郷使用料 3,586 千円、泉湯 使用料 3,217 千円、庵の湯使用料 1,397 千円、バス使用料 1,189 千円）となりました。また、その他経常収益は、中串残土処分負担金 63,181 千円と中串残土処理料 28,572 千円の影響により、前年度より 91,982 千円の増加となりました。

使用料・手数料などのサービス料金が全体のコストの中でどの程度の割合を占めるかを示す受益者負担率を比較すると、前年度・本年度ともに 10.9%となりました。受益者負担率の類似団体平均値は例年約 7%のため、他団体と比較して受益者負担が大きいように見えます。これはその他経常収益に含まれる土地建物貸付収入（貯木場特別会計 245,860 千円、一般会計 4,941 千円）の影響によるもので、そのために他団体よりも受益者負担率が高く算出されています。

3. 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成します。



ポイント

1. 純行政コストと財源のバランス

財源は行政サービスのために消費されます。そのため、純行政コストと財源は釣り合っていると健全な運営といえます。

2. 固定資産等の内部変動

固定資産等形成分からは、自治体の資源がどのくらい蓄積されたかがわかります。

固定資産等が増加していても、余剰分（不足分）のマイナスが増加している場合、将来世代の負担が増えたことになります。

3-1. 純資産変動計算書

(単位：千円)

一般会計等	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	36,943,969	44,623,758	-7,679,789
純行政コスト	-5,257,079	-	-5,257,079
財源	5,085,688	-	5,085,688
税収等	3,665,480	-	3,665,480
国県等補助金	1,420,208	-	1,420,208
本年度差額	-171,391	-	-171,391
固定資産等の変動 (内部変動)	-	-393,249	393,249
有形固定資産等の増加	-	1,055,480	-1,055,480
有形固定資産等の減少	-	-1,400,548	1,400,548
貸付金・基金等の増加	-	203,279	-203,279
貸付金・基金等の減少	-	-251,461	251,461
その他	948,952	948,952	-
本年度純資産変動額	777,562	555,703	221,859
本年度末純資産残高	37,721,530	45,179,461	-7,457,930

全体会計	合計		
勘定科目名		固定資産等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	38,642,082	48,096,591	-9,454,508
純行政コスト	-6,333,233	-	-6,333,233
財源	6,165,161	-	6,165,161
税収等	4,055,707	-	4,055,707
国県等補助金	2,109,455	-	2,109,455
本年度差額	-168,071	-	-168,071
固定資産等の変動 (内部変動)	-	-552,363	552,363
有形固定資産等の増加	-	1,081,242	-1,081,242
有形固定資産等の減少	-	-1,588,075	1,588,075
貸付金・基金等の増加	-	213,820	-213,820
貸付金・基金等の減少	-	-259,351	259,351
その他	948,952	948,952	-
本年度純資産変動額	780,881	396,590	384,291
本年度末純資産残高	39,422,963	48,493,180	-9,070,217

連結会計 勘定科目名	合計			
		固定資産等形成分	余剰分（不足分）	他団体出資等分
前年度末純資産残高	39,017,767	48,848,896	-9,827,933	-3,195
純行政コスト	-7,011,510	-	-7,011,512	2
財源	6,853,183	-	6,853,183	-
税収等	4,516,868	-	4,516,868	-
国県等補助金	2,336,316	-	2,336,316	-
本年度差額	-158,326	-	-158,328	2
固定資産等の変動（内部変動）	-	-574,111	574,111	-
有形固定資産等の増加	-	1,107,397	-1,107,397	-
有形固定資産等の減少	-	-1,639,761	1,639,761	-
貸付金・基金等の増加	-	244,176	-244,176	-
貸付金・基金等の減少	-	-285,923	285,923	-
比例連結割合変更に伴う差額	-40,630	-152,621	111,991	
その他	951,879	948,952	2,926	-
本年度純資産変動額	752,923	222,220	530,700	2
本年度末純資産残高	39,770,690	49,071,116	-9,297,233	-3,193

※ 本資料上は、資産評価差額、無償所管換等はその他に含めています

純行政コスト

行政コスト計算書の最終行の純行政コストを正負転換した金額が計上されます。

財源

財源の内訳は、税収等と国県等補助金となります。一般会計等＜全体会計＜連結会計で金額が増加している理由は、単に対象範囲が広がっていくためです。ただし、全体会計では会計間の繰入金相殺対象、連結会計では本村からの補助金収入が相殺対象となり、該当金額分が減額されています。

3-2. 純資産変動計算（一般会計等） 経年比較

（単位：千円）

勘定科目名	令和元年度	令和2年度	前年比増減額
前年度末純資産残高	37,578,866	36,943,969	-634,897
純行政コスト	-4,860,415	-5,257,079	-396,663
財源	4,333,274	5,085,688	752,414
税金等	3,485,367	3,665,480	180,113
国県等補助金	847,907	1,420,208	572,301
本年度差額	-527,141	-171,391	355,750
固定資産等の変動（内部変動）	-	-	-
資産評価差額	-28	22	50
無償所管換等	26,808	948,930	922,122
その他	-134,537	-	134,537
本年度純資産変動額	-634,898	777,562	1,412,460
本年度末純資産残高	36,943,969	37,721,530	777,562

純資産変動計算書 経年比較分析

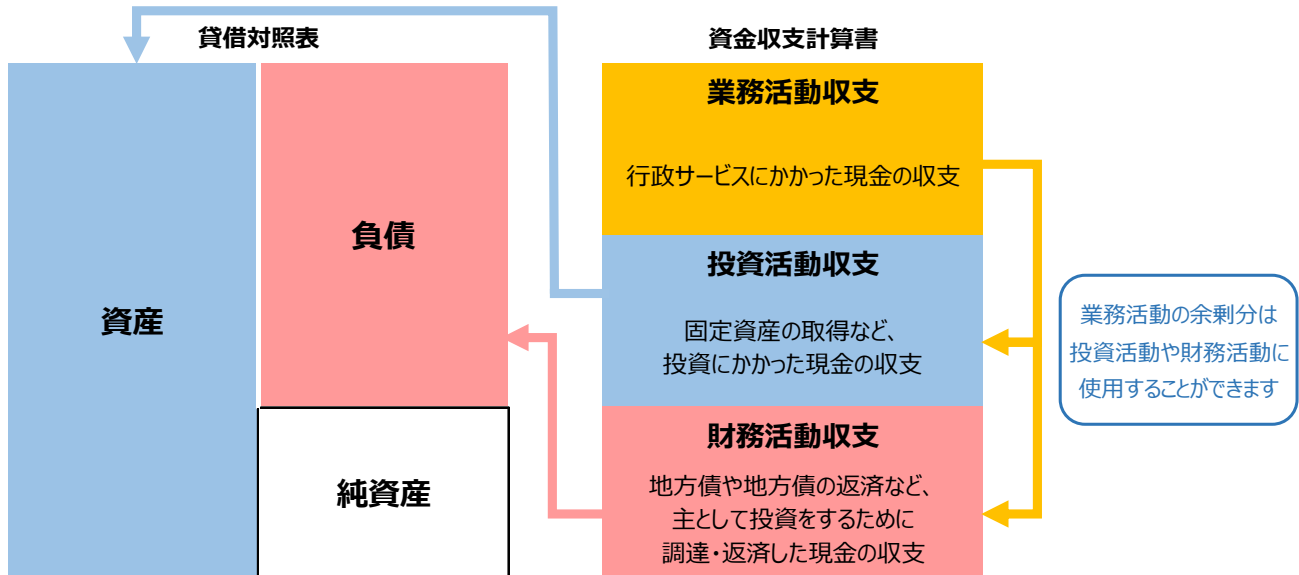
無償所管換等は、前年度は固定資産台帳から計上が漏れていた資産（車両）26,808千円を計上していましたが、本年度は資産（橋梁）の取得年月日見直しを行ったことで948,930千円計上し、前年度より922,122千円の増加となりました。

本年度純資産変動額はプラスとなりました。また、純行政コストが財源に占める割合が前年度は112.2%でしたが、本年度は103.4%と改善しています。しかし、純資産変動額を平成30年度から本年度までの3ヶ年平均でみると475,155千円のマイナスであるため、今後も引き続き改善が求められます。

本年度末純資産残高を本年度純資産変動額で除することで債務超過突入残年数を算出すると、前年度は約58年、本年度は純資産変動額がプラスだったため、約▲49年となりました。平成30年度から本年度までの3ヶ年平均でみると約79年となり、現在の運営を継続すると79年後に本村が債務超過となることがわかります。今後も純資産の減少が抑えられなければ債務超過までの年数がより短くなっていくため、年数を伸ばしていくための改善が求められます。

4. 資金収支計算書

地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。



ポイント

1. 投資活動収支

貸借対照表の資産に繋がります。通常はマイナスになりますが、そのマイナス分は資産が増加したことを意味します。

2. 財務活動収支

貸借対照表の負債に繋がります。プラスの場合は負債が増え、マイナスの場合は負債が減ったことを意味します。

4-1. 資金収支計算書

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支			
業務支出	4,536,810	5,632,826	6,749,541
業務費用支出	2,544,223	2,851,896	3,606,553
移転費用支出	1,992,587	2,780,930	3,142,988
業務収入	5,425,402	6,714,418	7,894,719
臨時支出	33,759	33,759	36,246
臨時収入	18,818	18,818	21,303
業務活動収支	873,652	1,066,652	1,130,236
投資活動収支			
投資活動支出	1,246,242	1,278,110	1,328,752
公共施設等整備費支出	1,050,200	1,075,962	1,101,721
基金積立金支出	142,831	148,937	173,821
その他投資活動支出	53,210	53,210	53,210
投資活動収入	544,459	549,314	587,966
国県等補助金収入	280,954	280,954	282,555
基金取崩収入	189,368	194,223	219,496
その他投資活動収入	74,137	74,137	85,915
投資活動収支	-701,782	-728,796	-740,787
財務活動収支			
財務活動支出	666,560	830,458	870,321
地方債償還支出	663,124	827,022	866,210
その他財務活動支出	3,436	3,436	4,111
財務活動収入	539,799	541,399	591,941
地方債発行収入	539,799	541,399	591,941
その他財務活動収入	-	-	-
財務活動収支	-126,761	-289,059	-278,380
本年度資金収支額	45,108	48,796	111,070
前年度末資金残高	142,613	146,940	296,270
本年度末資金残高※	187,721	195,736	383,676
本年度末現金預金残高※	624,165	682,180	870,788
※比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-23,664
※本年度末歳計外現金残高	436,444	486,444	487,112

業務活動収支

業務活動収支は、全ての会計に共通してプラスとなります。内訳の説明は行政コスト計算書と純資産変動計算書の財源とほぼ同じ内容となります。

一般会計等で 8.7 億円、全体会計で 10.7 億円、連結会計で 11.3 億円を投資や財務に使用することが可能です。

投資活動収支

投資活動収支は、全ての会計に共通してマイナスとなります。

支出は公共施設の整備や基金の積み立てが、収入は国庫・県支出金や基金の取り崩しが要因となっています。

投資活動収支がマイナスとなる理由として、公共施設の整備（一般会計等 10.5 億円・全体会計 10.8 億円・連結会計 11.0 億円）が挙げられます。一般会計等の内訳として、中串残土処分場盛土及び水路整備工事に 2.6 億円、道路工事に 2.4 億円、林道工事に 1.8 億円、橋梁工事に 1.7 億円、十津川村庁舎耐震補強工事に 1.8 億円、西川のいえ改修工事に 0.7 億円等が該当します。

基金の増減額は、積立額よりも取崩額の方が高くなりました。積立・取崩の差し引きが当年度の積立増減額であり、一般会計等では 0.47 億円、全体会計では 0.45 億円、連結会計では 0.46 億円の減少となっています。その要因として、一般会計等における公共施設整備基金の 0.50 億円減少（積立等 0.0 億円、取崩等 0.50 億円）、森林環境基金の 0.31 億円の増加（全て積立）、五條区分消防職員退職手当負担金基金積立金の 0.31 億円の増加（全て積立）、貯木場等維持管理事業特別会計における旧貯木場運営基金の 0.67 億円の減少（積立等 0.57 億円、取崩等 1.24 億円）が挙げられます。

財務活動収支

財務活動収支は、プラスの場合は負債の増加を、マイナスの場合は負債の減少を意味します。

地方債について、一般会計等では 1.2 億円、全体会計では 2.9 億円、連結会計では 2.7 億円減少しました。

4-2. 資金収支計算書（一般会計等） 経年比較

（単位：千円）

勘定科目名	令和元年度	令和2年度	前年比増減額
業務活動収支			
業務支出	3,918,534	4,536,810	618,277
業務費用支出	2,334,493	2,544,223	209,730
移転費用支出	1,584,041	1,992,587	408,547
業務収入	4,539,814	5,425,402	885,587
臨時支出	240,487	33,759	-206,728
臨時収入	176,527	18,818	-157,709
業務活動収支	557,320	873,652	316,332
投資活動収支			
投資活動支出	1,248,166	1,246,242	-1,923
公共施設等整備費支出	976,881	1,050,200	73,319
基金積立金支出	198,045	142,831	-55,214
その他投資活動支出	73,240	53,210	-20,030
投資活動収入	795,856	544,459	-251,396
国県等補助金収入	193,659	280,954	87,295
基金取崩収入	497,984	189,368	-308,617
その他投資活動収入	104,213	74,137	-30,075
投資活動収支	-452,310	-701,782	-249,472
財務活動収支			
財務活動支出	659,947	666,560	6,614
地方債償還支出	657,004	663,124	6,121
その他財務活動支出	2,943	3,436	493
財務活動収入	558,530	539,799	-18,731
地方債発行収入	558,530	539,799	-18,731
その他財務活動収入	-	-	-
財務活動収支	-101,417	-126,761	-25,345
本年度資金収支額	3,592	45,108	41,516
前年度末資金残高	139,020	142,613	3,594
本年度末資金残高	142,613	187,721	45,108
本年度末現金預金残高	578,191	624,165	45,973

本年度歳計外現金残高	435,578	436,444	866
------------	---------	---------	-----

資金収支計算書 経年比較分析

業務活動収支では臨時支出が前年度より 206,728 千円減少していますが、これは前年度に災害復旧による支出があったためです。また、臨時収入も前年度より 157,709 千円減少していますが、これは前年度に災害復旧に係る国県等支出金があったためです。

業務活動収支から臨時支出と臨時収入を除いた実質業務収支を比較すると、前年度は 621,280 千円、本年度は 888,592 千円と、267,312 千円増加しています。また、平成 30 年度から本年度までの 3ヶ年平均は 586,331 千円となります。実質業務活動収支が減少すると現金預金残高の減少に直結するため、資金収支の改善のためには今後もこの水準を維持していくことが求められます。

基礎的財政収支は、前年度は▲174,298 千円、本年度は 140,413 千円となりました。前年度は支出の多くを地方債と基金の取り崩しに頼っていることがわかります。健全な運営のためには、今後も本年度の水準を維持していくことが求められます。

地方債が含まれる財務活動収支は負債へとつながる支出です。財務活動収支は、前年度は▲101,417 千円、本年度は▲126,761 千円です。前年度も本年度も将来返済していかなければならない負債、つまり将来世代の負担が減っていることがわかります。

基礎的財政収支がマイナスの場合、基金の取崩や地方債の発行に頼っており、下記の計算式で現金預金等が枯渇するまでの年数を算出することができます。（現金預金等 = 現金預金 + 財政調整基金）

$$\text{現金預金等} \quad \frac{\text{(本年度末現金預金残高 + 財政調整基金)}}{\text{基礎的財政収支}} \times (-1)$$

枯渇までの年数 =

前年度は基礎的財政収支がマイナスだったため、約 11 年となりました。本年度は基礎的財政収支がプラスだったため約 ▲14 年となり、枯渇までの年数が前年度よりも伸び、本年度においては本村の資金繰りが改善していることがわかります。

IV. 本村における財務分析

<住民人口：3,155人で計算（令和3年1月1日時点）>

<会計：一般会計等>

資産の状況：将来世代に残る資産はどのくらいあるか

◆ 住民一人当たり資産額

金額	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1,387.2万円	1,402.2万円	1,451.9万円
計算式	資産合計額 ÷ 住民人口		
内容	本村所有の資産を住民一人当たりの金額で表すものとなる。		
分析	本村の特徴として広大な村の面積に集落が点在しており、集落付近に設置した資産と集落を結ぶための道路、所有する山林等の資産があるため、人口あたりの有形固定資産額が高くなっています。人口減少に合わせた資産の統廃合が必要です。		

◆ 有形固定資産の行政目的別割合

割合	平成30年度			
	生活インフラ・国土保全	17.7%	産業振興	72.1%
	教育	7.8%	消防	0.1%
	福祉	1.6%	総務	0.3%
	環境衛生	0.4%	合計	100.0%
	令和元年度			
	生活インフラ・国土保全	19.0%	産業振興	70.8%
	教育	7.7%	消防	0.2%
	福祉	1.6%	総務	0.3%
	環境衛生	0.4%	合計	100.0%
	令和2年度			
	生活インフラ・国土保全	22.6%	産業振興	67.4%
	教育	7.3%	消防	0.6%
福祉	1.5%	総務	0.3%	
環境衛生	0.3%	合計	100.0%	
計算式	各行政目的別資産額 ÷ 有形固定資産合計			
内容	行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となる。			
分析	本村は山林、林道、立木竹を多数所持していることから、産業振興、次いで生活インフラ・国土保全の割合が高くなっています。			

◆ 歳入額対資産比率

比率	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	約 7.45 年分	約 7.28 年分	約 6.87 年分
計算式	資産合計 ÷ 当該年度歳入合計		
内容	これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができる。		
分析	<p>本村は資産が多いため必然的に比率も高くなる傾向にあります。資産の老朽化が進んでいることもあり、平成 30 年より比率が減少傾向にあります。</p> <p>令和 2 年度は、歳入合計が 66 億円（令和元年度は 60 億円）と大きく増加したことにより、当比率の変動の要因となっています。</p>		

◆ 有形固定資産等減価償却率

比率	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	67.8%	68.7%	68.8%
計算式	減価償却累計額 ÷ (有形固定資産合計 - 非償却資産 + 減価償却累計額)		
内容	<p>耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。</p> <p>※非償却資産：土地・立木竹・建設仮勘定・物品</p>		
分析	<p>毎年度、新規資産を取得しているものの、所有するインフラ資産が設置から年数が経過しているため、継続して減価償却率が上昇しています。</p> <p>資産の減価償却に対して、資産の更新が追いついていないことが大きな要因となるため、今後は適切な更新に加え、人口や施設の利用状況に合わせた施設の統廃合も求められます。</p>		

資産と負債の比率 : 将来世代と現世代との負担の分担は適切か

◆ 純資産比率

比率	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	82.0%	81.7%	82.3%
計算式	純資産合計 ÷ 資産合計		
内容	経年比較することで現世代と将来世代の負担の割合を表すものとなる。		
分析	<p>全国平均では、現世代（純資産）が約 70%、将来世代（負債）が約 30%を負担しています。</p> <p>本村では純資産のうち、現世代が約 8 割を負担し、将来世代の負担が約 2 割と低くなっています。</p> <p>将来世代の負担が少ない状況を今後も継続できるよう運営を行います。</p>		

◆ 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

比率	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	11.6%	11.7%	11.5%
計算式	$\frac{\text{（地方債 + 1 年内償還予定地方債 - 特例地方債）}}{\text{（有形固定資産 + 無形固定資産）}}$		
内容	<p>社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができる。</p> <p>※特例地方債：臨時財政対策債、減収補てん債特例分、減税補てん債、臨時 税収補てん債、臨時財政特例債</p>		
分析	有形固定資産額が高いことにより将来世代の負担が軽く、健全な運営がなされていると見ることもできますが、現世代の負担が大きくなっているとすることもできます。		

負債の状況 : 財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)

◆ 住民一人当たり負債額

金額	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	250.1 万円	256.3 万円	256.3 万円
計算式	負債合計 ÷ 住民人口		
内容	本村が抱える負債を住民一人当たりの負担額を表したものの。		
分析	<p>負債合計は平成 30 年度から毎年減少しているものの、同様に人口も毎年減少しております。</p> <p>令和 2 年度の住民一人当たりの負債額は前年度と比較して横ばいとなりました。負債合計は令和 2 年度から令和元年度で 176 百万円減少しましたが、同様に人口減少の影響もあったことが要因です。</p> <p>今後も地方債発行を伴う投資的経費を抑制し、負債合計の減少が求められます。</p>		

◆ 基礎的財政収支 (プライマリーバランス)

金額	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	▲113 百万円	▲174 百万円	140 百万円
計算式	業務活動収支 (支払利息支出を除く) + 投資活動収支 + 基金積立支出 - 基金取崩収入		
内容	地方債の発行に頼らずに歳入歳出のバランスが均衡できているかを表すものとなる。		
分析	<p>令和 2 年度の基礎的財政収支はプラスとなりました。業務活動収支が前年度より 3.2 億円増加したことが増加の要因です。</p> <p>本年度の収支状況を模範として、今後もプラスとなるよう収支の改善に努める必要があります。</p>		

◆ 債務償還可能年数（参考）

年数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	6.6 年	6.6 年	4.6 年
計算式	$\frac{\text{（将来負担額 - 充当可能財源）}}{\text{（経常一般財源等（歳入）等 - 経常経費充当財源等）}}$		
内容	<p>実質債務が償還財源上限額の何年分あるかを示す指標で、債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえる。業務支出の中には、所有外資産の整備費用等、投資活動支的的な性質を持っているが、地方公共団体の資産形成を伴わないため、業務支出に区分されている支出も含まれているため、地方公会計の取組においては参考指標としている。</p> <p>分子（実質債務）が 0 以下となる場合は「0.0 年」を表示し、分子（実質債務）が 0 より大きく、かつ分母（行政経常収支）が 0 以下となる場合は空白で表示される。</p>		
分析	<p>地方公会計の取組みにおいては参考指標のため、類似団体との比較が困難な点に注意が必要です。</p>		

受益者負担の状況 : 行政サービスはどのくらい受益者負担で賄われているか

◆ 受益者負担の割合

比率	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	11.9%	10.9%	10.9%
計算式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$		
内容	<p>経常収益を経常費用と比較することで行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができる。</p>		
分析	<p>類似団体平均は約 7%ですが、本村は経常費用が高いものの、所有する土地の貸付料による経常収益があるため、割合が高くなっています。今後の継続的な行政サービスの提供にあたって、使用料の見直しなどによる経常収益の改善と、公共施設の集約化など経常費用の削減に努めていく必要があります。</p>		

行政コストの状況：行政サービスは効率的に提供されているか

◆ 住民一人当たり行政コスト

金額	平成 30 年度 159.1 万円	令和元年度 150.8 万円	令和 2 年度 166.6 万円
計算式	純行政コスト ÷ 住民人口		
内容	地方公共団体の行政活動の効率性を測定することができる。		
分析	本村には償却資産が多く、減価償却費も高くなる一方、適切な更新が追いついていない現状があるため、今後は公共施設の集約化などを含めたコスト削減が求められます。		

◆ 性質別・行政目的別行政コスト

金額	科目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	人件費	27.0 万円	29.9 万円	31.4 万円
	物件費等 (減価償却費を除く)	53.2 万円	42.9 万円	49.7 万円
	減価償却費	43.6 万円	41.4 万円	44.4 万円
	補助金等	29.4 万円	25.7 万円	38.1 万円
	社会保障給付	8.3 万円	9.0 万円	8.8 万円
計算式	各性質別コスト ÷ 住民人口			
内容	各性質別（人件費、物件費）の住民一人当たりの金額を算出することで、「住民一人当たり行政コスト」をより詳細に把握することができる。			
分析	本年度は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連費用等により、補助金等が前年度より 12.4 万円増加しています。本年度は 1 人当たり資産が前年度より 49.7 万円増加し、償却資産が増加したことで減価償却費も前年度よりも 3.0 万円増加しています。これは本村の所有する資産がその分だけ償却を終えたことを意味しているため、適切な資産の更新や統廃合が求められます。			

V. 各勘定科目説明

(1) 貸借対照表

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約をうける有形固定資産
物品	自治法第 239 第 1 項に規定するもので、取得価額または見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の資産
無形固定資産	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事を行わせるためのプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産
投資その他の資産	
投資及び出資金	有価証券・出資金であり、有価証券は満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券。出資金には自治法第 238 条第 1 項第 7 号により出損金も含む。
投資損失引当金	出資金の内、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が 30%以上低下した場合に、実質価額と取得価額の差額
長期延滞債権	債権回収予定日から 1 年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
基金	基金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
徴収不能引当金	長期延滞債権・長期貸付金に対し、過去の徴収不能実績率により算定したもの
流動資産	
現金預金	現金及び現金同等物
未収金	現年調定の収入未済額
短期貸付金	翌年度に償還期限が到来するもの
基金	財政調整基金及び減債基金。減債基金は 1 年に取り崩

	す予定のあるもの。
棚卸資産	売却を目的として保有している資産
徴収不能引当金	未収金・短期貸付金に対し、過去の徴収不能実績率により算定したもの
負債の部	
固定負債	
地方債	償還予定が1年超のもの
長期未払金	自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のもの
退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
投資損失引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
流動負債	
1年内償還予定地方債	1年以内に償還予定の地方債
未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
前受金	対価の収受があり役務の提供を行っていないもの
前受収益	対価の収受があり役務の提供が継続中のもの
賞与等引当金	在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額の4/6
預り金	第三社から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部	
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
余剰分(不足分)	費消可能な資源の蓄積

(2) 行政コスト計算書

経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
賞与等引当金繰入額	賞与等引当金の当該年度発生額
退職手当引当金繰入額	退職手当引当金の当該会計年度発生額

その他	上記以外の人件費
物件費等	
物件費	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費で資産計上されないもの
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額
その他	上記以外の物件費等
その他の業務費用	
支払利息	地方債等に係る利息負担金額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外のその他の業務費用
移転費用	
補助金等	政策目的による補助金等
社会保障給付	社会保障給付としての扶助費等
他会計への繰出金	地方公営事業会計に対する繰出金
その他	上記以外の移転費用
経常収益	
使用料及び手数料	一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭
その他	上記以外の経常収益
臨時損失	
災害復旧事業費	災害復旧に関する費用
資産売却損	資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額
投資損失引当金繰入額	投資損失引当金の当該会計年度発生額
損失補償等引当金繰入額	損失補償等引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の臨時損失
臨時利益	
資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額
その他	上記以外の臨時利益

(3) 純資産変動計算書

純行政コスト	
純行政コスト	行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動
財源	
税収等	地方税、地方交付税及び地方譲与税等
国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金等
固定資産等の変動（内部変動）	
有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額
有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入、除売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等
資産評価差額	
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他	
その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動

(4) 資金収支計算書

業務活動収支	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	人件費に係る支出
物件費等支出	物件費等に係る支出
支払利息支出	地方債等に係る支払利息の支出
その他の支出	上記以外の業務費用支出

移転費用支出	
補助金等支出	補助金等に係る支出
社会保障給付支出	社会保障給付に係る支出
他会計への繰出支出	他会計への繰出に係る支出
その他の支出	上記以外の移転費用支出
業務収入	
税込等収入	税込等の収入
国県等補助金収入	国県等補助金の内、業務支出の財源に充当した収入
使用料及び手数料収入	使用料及び手数料の収入
その他の収入	上記以外の業務収入
臨時支出	
災害復旧事業費支出	災害復旧事業費に係る支出
その他の支出	上記以外の臨時支出
臨時収入	
臨時収入	臨時にあった収入
投資活動収支	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	有形固定資産等の形成に係る支出
基金積立金支出	基金積立に係る支出
投資及び出資金支出	投資及び出資金に係る支出
貸付金支出	貸付金に係る支出
その他の支出	上記以外の投資活動支出
投資活動収入	
国県等補助金収入	国県等補助金の内、投資活動支出の財源に充当した収入
基金取崩収入	基金取崩による収入
貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
資産売却収入	資産売却による収入
その他の収入	上記以外の投資活動収入
財務活動収支	
財務活動支出	
地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
その他の支出	上記以外の財務活動支出
財務活動収入	
地方債発行収入	地方債発行による収入
その他の収入	上記以外の財務活動収入

